「環境保護に関する南極条約議定書の附属書 VI の締結に向けた担保措置（答申案）」に対する意見の募集（パブリック・コメント）の結果について

令和8年3月 13 日（金）
環境省自然環境局自然環境計画課

「環境保護に関する南極条約議定書の附属書 VI の締結に向けた担保措置（答申案）」について、以下のとおり意見の募集（パブリック・コメント）を実施しました。

1．概要

（1）意見募集期間：令和8年1月6日（火）から令和8年2月5日（木）まで

（2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

（3）意見提出方法：e-Gov の「意見提出フォーム」、郵送

2．意見募集の結果

（1）意見件数：2件　うち有効件数1件

（2）いただいた御意見と御意見に対する考え方：別紙のとおり

別紙

いただいた御意見と御意見に対する考え方

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	「答申案」と題していながら、中身はほぼ、条約案の丸写しを長々と並べただけではないか。 政府は、批准する気が有るのか? 全く説明が見えない。 「必要がある」というなら、早急に批准し、基金への参加をすべきだ。 日本は事故原発の処理水・汚染水海洋投棄、海外での国内企業による熱帯雨林伐採、現地に対して不当な鉱物資源採取など、「環境政策に対して最低」と見なされ化石賞を連続で受けるという、恥ずべき状態だ。 これを改めるべく、国際的な高度な環境基準を取り入れ、地球環境、ひいては日本の環境の回復に努めるべきだ。	環境保護に関する南極条約議定書附属書VI（以下「附属書VI」という。）の締結に向けて、本答申案中「３．環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの担保措置」の項において、附属書VIの国内担保を図る上で講ずべき措置を示しております。同項においては、① 附属書VIの規定内容を簡潔に整理した上で、② ①に対する担保措置の内容、③ ②の円滑な運用を図るための留意事項 を整理して記載しております。

その他、本答申案に関係の無い御意見を1件いただきました。

以上